

証 拠 意 見 書

平成 27 年 8 月 6 日

高知地方裁判所刑事部 御中

被告人

弁護士

検察官請求証拠に対する意見は、以下の通りである。

1 証拠能力について

甲号証、乙号証すべて同意する。

2 信用性について

(1) 甲 7 (現行犯人逮捕手続書)

第 4 項「現行犯人と認めた理由及び事実の要旨」別紙 2 頁の 16 行目「本職は、」から、34 行目「の右肩を突いてきた。」までの部分について信用性を争う。

(2) 甲 8 (平成 27 年 6 月 14 日付 申述書)

4 頁目最後の行「私は、」から、5 頁 21 行目の「を妨害されたのです。」までの部分について信用性を争う。

(3) 甲 10 (平成 27 年 6 月 14 日付 実況見分調書)

写真番号 2 から 11 及び各説明文について信用性を争う。

(4) 甲 11 ( 検面調書)

4 頁 16 行目から 20 行目「飛ばす直前」まで、5 頁 4 行目から 7 行目「長くても 5 秒もしないうちに」までの部分について信用性を争う。

(5) 甲 13 (平成 27 年 6 月 18 日付 報告書)

1 頁 10 行目の「警察は関係ない。」と被告人が発言したという部分、2 頁 2 行目から 13 行目までの部分について信用性を争う。

(6) 乙 3 (平成 27 年 7 月 2 日付 被告人検面調書)

5 頁下から 3 行目から 6 頁 1 行目までの部分について信用性を争う。

以上